



Title	支配の研究
Author(s)	鈴木, 栄太郎
Issue Date	1957-08-09
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/78386
Type	manuscript
Note	『鈴木栄太郎著作集7(国民社会学原理ノート)』を出版した際のソースとなった原稿である(同書内での言及による)。
File Information	1001_0124.pdf



[Instructions for use](#)

24

NOTE BOOK

*Made of paper
Specially prepared in Tokyo*

支配の研究

昭和三十一年八月九日



本州製紙熊野工場抄造

STY. NOTE

24

支配の研究

一 英雄山家おの心魂

一 フアンの心魂

一 岩崎のアゴマリアの織り力

一 信仰心の根拠

以上は支配される
ヲ被る心

一 知服した心

一 勝ちた心 競争ヲ好む心 進歩心
と奮心

一 机立即業お

一 スボロワ
角儀無カクテ
以上は支配する
ヲ被る心

一 平和の便法、心魂
シヨん心

一 平和元理能シヨん心
老人心

一 諦悦、人心
支那スルカサレ方ヲ期待シ自由
ヲ國益ハ考ヘテ、少年心

一、昔の年ハスリル、西部戯ヲ愛スル
ヤンハウ

一、平字ハ難シ、報母多 爲門と宗廟ノチカ平

字も多ク也レシケド。

以上支配下
國任

一、上下同の斗争

一、階級斗争

一、男女斗争

一、上下同の斗争 何カ力

一、上ニ支配力カナクナリ時

上ニ被支配力カ生ジリ時 (宗廟カ行カス)

一、下ニ支配力カ生ジリ時 (宗廟カ行カス)

下ニ支配力カ生ジリ時 (宗廟カ行カス)

一、対等者同の斗争 勸解の機場ニ争ハ(互カリナク)

一、支配ノ種類

一、支配民後と被支配民後

以上斗争ノ
分類

支配階級と被支配階級

二、身分的支配（封建時代の士分の町民

支配）

八、個人的支配——主従の支配、老若即

の支配、知恩への支配、腕力

の支配、男女の支配、上司下

司の支配、職務上の支配

親子の支配、親父子分の支配

雇傭主と使用人

一、集團活動における支配

集團活動の代表としての軍隊の指揮

は支配（主従）
支配なき集團活動

一、支配の組織と分配の組織

支配者は何故に多くの分配を占
むか。

一 支配の位階に大なる所得の存す。
は有始時代より卑しき擅行か
一 所得に於ける平等が見らるゝに到
る時、公正な即ち最少限度の中
の平等支配が見らるゝ。

一 高等制に於ける支配の位階
(各都府の掾令、村の月給等
者番)

一 總理大臣の者番制
(各府、各支隊の内務者番制、各府大臣
は各府内の各局長の内務者番制、
各府長は各府内の各都府長の内務者番

制、各印長は部内の各課長の内か
ら者番制、各課長は互の課内から互
に選出

一分業論に於ける支配の解

家族に於ける分業と支配

村長に於ける分業と支配

町長に於ける分業と支配

郡長に於ける分業と支配

市長に於ける分業と支配

県長に於ける分業と支配

少年団子の支配

支配の内容

支配と権限

権限を伴ふ支配ありや

支配の原因と結果

擄取の爲の支配と分業の爲の支配

分業と擄取

支配と被支配に於ける他人との関係

支配と階級

支配と政治

自由と被支配

平等と被支配

統治又は政治は口權外には其力
有らば了。

階級又は階層の存在の事口民衆を
成す事。統治又は政治が及ぶの事
口民衆を成す事。

生活の別のテリトリ

各動物も、種によって、アニマル、犬、

一、動物の生活テリトリと他者の侵入

の防の争い

一、狩獵民族の保存ルオは、テリトリ

一、今西諸族の蒙古狩獵民

の研究、アイヌのテリトリ (高倉

氏の千島アイヌの研究板前、泉

清一君のアイヌのイナールの研究(戦後

を研究し)

一、狭帯仲子の秋分のテリトリ

一、オホソラ 真の職のテリトリ

(大連は今年初の真の地域を扱った)

一、露西島のテリトリ

一、教皇のテリトリー

一、同業組合

一、一定地域内に最高勢力者任職一人と

至多原則、客観的に最高勢力者は

常に一人である筈であるが、その中に自

他共に被認^認思^思し存在する。

を自他共に^認思^思し存在するところ

意味がある。上の被認^認思^思し下の被

認^認思^思し。

この原則の最も大きな結果は、

口民能である。

最高勢力者のテリトリーは同一地域

成でも今日では職掌別に何人も
居よ。その地域、ヤクサの親分、政治
家の親分、実業家の親分、分限財
官の親分、若年親分もあり
左官仲間のお方もあり。然しどの職
掌の親分も親分道は比較的近縁な
ことと云ふよりは、意味がある。

口内からのテリリル考へるへ片の場合
審りなく、大抵は果敢にその累位、
關八州の大親分なりともあり、大抵は
果敢に成てあり。可成り話合は
細事なれどもは勿論下す。

国家の支配体系

国家は国民社会に對する一つの支配体系にすぎないから、国民社会はかり
一つの社会過程で、国家の恩恵の
下にあり、その支配下である。

国家は国民社会に對する一つの支配体系にすぎないから、国民社会はかり
一つの社会過程で、国家の恩恵の
下にあり、その支配下である。

国家は国民社会に對する一つの支配体系にすぎないから、国民社会はかり
一つの社会過程で、国家の恩恵の
下にあり、その支配下である。

国家は国民社会に對する一つの支配体系にすぎないから、国民社会はかり
一つの社会過程で、国家の恩恵の
下にあり、その支配下である。

国家は国民社会に對する一つの支配体系にすぎないから、国民社会はかり
一つの社会過程で、国家の恩恵の
下にあり、その支配下である。

国家は国民社会に對する一つの支配体系にすぎないから、国民社会はかり
一つの社会過程で、国家の恩恵の
下にあり、その支配下である。

国家は国民社会に對する一つの支配体系にすぎないから、国民社会はかり
一つの社会過程で、国家の恩恵の
下にあり、その支配下である。

国家は国民社会に對する一つの支配体系にすぎないから、国民社会はかり
一つの社会過程で、国家の恩恵の
下にあり、その支配下である。

国家は国民社会に對する一つの支配体系にすぎないから、国民社会はかり
一つの社会過程で、国家の恩恵の
下にあり、その支配下である。

のをいふこのをいふおせかたしとていふのが
口をいふ事。

口は民一般の口には多國の下各
日本業に軽い休多し時々の事

少しつても多く無しす人りていふ事

また其のふりし休多し増多のふり

口は民は協力の多しとて多し

あつたしとて多し。その多しをいふ

口は民は内は秩序あるしわす力

銀踏作しし口は民田を是れ

口は民は内は秩序あるしわす力

口は民は内は秩序あるしわす力

最降多不力の保封責下海、か
口民は少小の徒、何ぞとて村を以
て定かすの力にあつて口民を屈任せし
め、そのはるる能く下あつて、口民先此の
務事、の改修を以て設るすのは何の爲
と考ふか。最降地方の力、純熾をその
のの純熾に維持して行くも、その
全附して、その才の純熾を角先法
てしむ、秩事一の純熾を堅絶し
ておく、そのあつて、その才の純熾を

あつて